

## Ⅶ 所得保障

### 2 高齢者または高齢者を扶養している人が受ける所得控除など

#### (1) 所得税・住民税の所得控除 (財政局課税企画課)

高齢者または高齢者を扶養している人は、次のような所得税・住民税の所得控除などが受けられます。

名 称	適 用 要 件	控 除 額	
		所得税 (令和元年度分)	住民税 (令和2年度分)
配偶者控除	配偶者の前年の合計所得金額が 38 万円以下で、 ◎本人の合計所得金額が 900 万円以下の場合	38(48)万円	33(38)万円
	◎本人の合計所得金額が 900 万円超 950 万円以下の場合	26(32)万円	22(26)万円
	◎本人の合計所得金額が 950 万円超 1,000 万円以下の場合 ※控除額の()内は配偶者の年齢が 70 歳以上の場合	13(16)万円	11(13)万円
扶養控除	扶養親族の前年の合計所得金額が 38 万円以下で、 ◎扶養親族の年齢が 70 歳未満の場合 16 歳以上 19 歳未満及び 23 歳以上 70 歳未満の扶養親族一人につき	38 万円	33 万円
	19 歳以上 23 歳未満の扶養親族一人につき ※年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢が 16 歳未満の人をいいます。)に対する扶養控除は廃止されています。	63 万円	45 万円
	◎扶養親族の年齢が 70 歳以上の場合 扶養親族一人につき 同居の父母などの扶養親族一人につき	48 万円 58 万円	38 万円 45 万円
障害者控除	本人またはその同一生計配偶者及び扶養親族が障がい者の場合  (特別障がい者) (同居特別障がい者)	27 万円	26 万円
		40 万円	30 万円
		75 万円	53 万円
寡婦(夫)控除	夫(妻)と死別、離婚または夫(妻)が生死不明である人のうち一定の要件を満たす場合  (特別寡婦)	27 万円 35 万円	26 万円 30 万円
公的年金等控除	公的年金等についての控除	下表のとおり	

(注) 1 国民年金、厚生年金など公的年金等の収入金額がある人については、収入金額から下表の公的年金等控除額を差し引いて、所得金額を算出することになっています。

2 それぞれの控除の適用要件に該当すれば、重複して控除が受けられます。

3 所得控除等については、所得があった年の 12 月 31 日時点において判定します。

4 特別障がい者等、寡婦(夫)の要件については各税務署・各区役所課税課市民税係にお尋ねください。

※上記については主なものを記載しています。詳しくは、下記の窓口にお尋ねください。

【窓口】所得税に関すること:各税務署(P133 参照)

住民税に関すること:各区役所課税課市民税係(P133 参照)

#### [公的年金等控除額]

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65 歳未満の人	130 万円未満	70 万円
	130 万円以上 410 万円未満	$(A) \times 25\% + 37 \text{ 万} 5 \text{ 千円}$
	410 万円以上 770 万円未満	$(A) \times 15\% + 78 \text{ 万} 5 \text{ 千円}$
	770 万円以上	$(A) \times 5\% + 155 \text{ 万} 5 \text{ 千円}$
65 歳以上の人	330 万円未満	120 万円
	330 万円以上 410 万円未満	$(A) \times 25\% + 37 \text{ 万} 5 \text{ 千円}$
	410 万円以上 770 万円未満	$(A) \times 15\% + 78 \text{ 万} 5 \text{ 千円}$
	770 万円以上	$(A) \times 5\% + 155 \text{ 万} 5 \text{ 千円}$

## Ⅶ 所得保障

### 2 高齢者または高齢者を扶養している人が受ける所得控除など

#### (2) 所得税・住民税の所得控除のための証明書(保健福祉局高齢福祉課)

所得税・住民税の所得控除のために、次の証明書を発行しています。

##### 1 おむつ代の医療費控除のための主治医意見書内容確認書

確定申告時に医療費控除の対象としておむつ代が認められるには、医師が発行した「おむつ使用証明書※」が必要ですが、以下の全ての条件に該当する人は、福岡市が発行する「おむつ代の医療費控除のための主治医意見書内容確認書(手数料無料)」を「おむつ使用証明書」に代えて確定申告手続きを行うことができます。

※おむつ使用証明書…「傷病により概ね6か月以上にわたり寝たきり状態であると認められること、その傷病の治療におむつが必要であること」について治療を行っている医師が発行する証明書。

※確定申告時には、この他に、おむつ購入時に各自が保管する「おむつ代の領収書」を基に「医療費控除の明細書」を作成し、添付する必要があります。

##### (1) 対象者(以下の全ての条件を満たす人)

- ① 前年に引き続いておむつ代の医療費控除手続きを行い、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること。
- ② 福岡市で、要介護認定申請を行っていること。
- ③ 要介護認定申請の主治医意見書の作成年月日が、おむつを使用した年(確定申告を行う前年)、その前年又はその前々年(現に受けている要介護認定の有効期間が13か月以上で、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る。)であること。
- ④ 主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」が「BまたはC」であり、さらに「尿失禁の発生可能性」が「あり」であること。

##### (2) 申込先

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P128 参照)

申込時に必要なもの…①印鑑 ②介護保険被保険者証 ③申込書(③は申込窓口にあります。)

##### 2 障害者(特別障害者)控除対象者認定書

精神または身体に障がいのある65歳以上の人(寝たきりの人など)で、その障がいの程度が知的障がい者などに準じると判定された人または身体障害者手帳を有している人に準じると判定された人は、福岡市が発行した「障害者控除対象者認定書(手数料無料)」で、所得税・住民税の障害者(特別障害者)控除を受けることができます。

##### (1) 対象者

市内に居住または福岡市で要介護認定を申請している65歳以上の人で、精神または身体に障がい(寝たきりの人など)があり、その障がいの程度が知的障がい者に準じると判定された人、または身体障害者手帳を有する人に準じると判定された人。

##### (2) 申込先

各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P128 参照)

申込時に必要なもの…①印鑑 ②介護保険被保険者証 ③申込書 ④医師の診断書

※③④は、申込窓口にある所定の様式を使用してください。

※要介護認定申請時の資料を利用する場合は、④は必要ありません。

#### 【問い合わせ先】

所得税に関すること:各税務署(P133参照)

住民税に関すること:各区役所課税課市民税係(P133参照)

証明書の発行に関すること:各区保健福祉センター福祉・介護保険課(P128参照)